



## 6 関係機関・団体における支援業務一覧

	機関・団体名	支援概要
総合的な対応	1 滋賀県	犯罪被害者総合相談の設置等「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」に基づき支援施策を推進してづくり推進本部の中で庁内連携を図るとともに、国・市町やその他の機関・団体との総合調整・連携
	2 県内 各市町	犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行うとともに、スムーズな支援を行うため、行っている。
	3 滋賀県警察本部	犯罪発生後、最初に被害者に接することから、最も被害者に接する機会が多く、また、捜査活動などいることから、被害者にとって最も身近で密接に関わる機関として犯罪被害者等の支援を担って
	4 日本司法支援センター滋賀地方事務所（法テラス滋賀）	平成18年4月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人。法テラスでは、犯罪被害者等の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案行っている。
	5 認定NPO法人 おうみ犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っている。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援のなお、当センターは、平成21年7月16日付で、滋賀県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助」となった。
	6 公益財団法人 犯罪被害救援基金	国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っている。
	7 被害者団体（県内なし）	被害当事者の方たちが自ら立ち上げた被害当事者の方のグループ。目的や活動内容は、団体によって
司法関連	法テラス滋賀	（再掲）
	8 大津地方裁判所・簡易裁判所	罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法的に解決受けた方等を保護するための様々な制度が設けられている。
	9 大津家庭裁判所	非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行う。に配慮した様々な制度が設けられている。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、
	10 大津地方検察庁	犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請り、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりする。
	11 滋賀弁護士会	弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全
12 滋賀県司法書士会	司法書士法に基づいて法務局または地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員の登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察	
刑事施設・保護観察所等	13 大阪矯正管区	法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、理運営されるよう監督を行っている。
	14 滋賀刑務所	刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設。滋賀県には滋賀刑務所がある。
	15 大津少年鑑別所	主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等については、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用される。
	16 少年院（県内なし）	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育施設。滋賀県内にはない。
	17 近畿地方更生保護委員会	各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定および仮釈
	18 大津保護観察所	各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省ことのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観情を深めさせることも行っている。

	主な支援施策	窓口 (参照頁)
いる。また、県庁内の「なくそう犯罪」滋賀安全なまちを 図っている。窓口は県民活動生活課	・別添、「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針（概要編）のとおり」	(P.92)
関係機関との連携および傷害（遺族）見舞金の支給を	・別添、「市町の支援業務実施状況一覧」のとおり (P.85)	(P.91)
を通して被害の回復・軽減、再被害防止などに当たっ ている。	・被害者の手引きの作成・配布 ・被害者連絡制度 ・各種相談窓口の設置 ・カウンセリング ・地域警察官による被害者訪問・連絡活動 ・再被害防止 ・性犯罪被害者への支援 ・犯罪被害者給付制度 ・診断書等の公費支出 ・配偶者からの暴力事案に対する対応 ・被害少年への支援 ・子ども虐待への対応 ・交通事故被害者への支援 ・暴力団犯罪の被害者への支援 ・ストーカー事案に対する対応 ・司法解剖後の遺体搬送経費の公費 負担	(P.93)
が、その時最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続 内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介を	・コールセンター ・犯罪被害者支援ダイヤル ・国選被害者参加弁護士の選定に関する業務 ・民事法律扶助業務 ・日弁連委託援助業務	(P.87)
必要性などについての広報啓発活動も行っている。 団体」の指定を受け、警察からの情報提供等も受けること	・電話相談・面接相談 (県総合窓口・県警サポートテレホン受託) ・直接的支援（付き添いなど） ・自助グループへの支援 ・犯罪被害者給付制度の申請手続支援	(P.87)
	・奨学金給与制度 ・生活の指導 ・相談事業	(P.102)
異なる。	・自助グループへの参加 ・政策等の提案 ・広報啓発活動	(P.102)
		(P.87)
する民事裁判を行う。裁判手続では、犯罪によって被害を	・裁判の優先的傍聴 ・事件記録の閲覧・コピー ・意見陳述 ・証言する場合の不安等緩和措置 ・被害者に関する情報の保護・刑事裁判への参加（被害者参加制度） ・損害賠償命令制度 ・刑事和解	(P.94)
少年審判手続きでは、少年犯罪によって被害を受けた方等 審判や調停なども行っている。	・事件記録の閲覧・コピー ・意見陳述 ・審判結果の通知 ・審判状況の説明 ・審判傍聴	(P.94)
求したりする。被害者支援としては、様々な相談に応じた	・被害者支援員による支援 ・被害者等通知制度 ・再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知 ・確定記録・不起訴記録の閲覧 ・意見陳述 ・刑事裁判への参加（被害者参加制度）・被害者に関する情報の保護 ・被害回復給付金支給制度 ・公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）	(P.94)
弁護士と弁護士法人を会員とする団体。	・法律相談センター	(P.87)
とする団体。司法書士は、不動産取引や会社設立等におけ 庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけてい	・総合相談センター	(P.102)
拘留所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院が適切に管	・被害者等通知制度 ・加害者との外部交通（面会等）に関する相談	(P.94)
者を收容し、処遇を行う施設であり、拘留所は、主として	・加害者との外部交通に関する相談	(P.94)
て専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設。その結果	・被害者通知制度	(P.94)
成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の	・被害者等通知制度	—
放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関。	・意見聴取制度 ・被害者等通知制度	(P.95)
所管の機関。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をする 察中の加害者に被害の実情等を直視させて、反省や悔悟の	・心情等伝達制度 ・被害者等通知制度 ・相談・支援	(P.95)

		機関・団体名	支援概要
人権	19	大津地方事務局	人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じている。犯罪被害者等に対する人権調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。
	20	公益財団法人 滋賀県人権センター	人権啓発、相談事業などを行っている財団法人で、人権に関する総合的な相談の窓口として
外国人	21	公益財団法人 滋賀県国際協会	県内に在住される外国人の方を対象にした相談窓口を設置している。専門の相談員が労働、応じ、情報の提供や専門窓口の紹介を行っている。
	22	外国人在留 総合インフォメーションセンター大阪	各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じ、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）でも対応している。
医療・福祉	23	滋賀県立 精神保健福祉センター	精神保健福祉の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための施設で、相談業務として、思春期の依存等についての相談、こころのケア関連相談（PTSD・自死遺族等）を行って来た事件事故に対し、専門チームを派遣し必要な支援を行っている。
	24	障害者更生相談所	知的・身体障害のある方の社会参加と自立を図るために専門的な援助を行うとともに、医学町の知的・身体障害者福祉行政推進のための専門的技術的側面を支える中枢的機関としての
	25	福祉事務所	県および市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っている。
	26	保健所	健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、県および中核市（大津市）が設置するや退院後のアフターケア等に関して保健師による相談を行っている。
	27	市町保健センター	市町が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関するより広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町保健センターサービスの場という役割を担っている。
	28	滋賀県・市町 社会福祉協議会	地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施。
	29	地域包括支援センター	介護保険法に基づき、市町が主体となって、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活など、総合相談窓口として様々な支援を行っている。
	30	医療機関（病院・診療所等）	医療を提供する場として、全国で18万施設が存在する。滋賀県においては医療機能に関するすい形で公表される仕組み（医療機能情報提供制度）を設けている。
	31	滋賀県 臨床心理士会	臨床心理士とは①臨床心理検査、②臨床心理面接・心理療法、③臨床心理的地域援助、④その他のことをいう。臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っている。
	32	公益社団法人 滋賀県社会福祉士会	「社会福祉士」は、「社会福祉士および介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携福祉法関係施設、生活保護関係施設、社会福祉法関係事業所、母子・寡婦福祉法関係施設、行っている。社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・方が、地域で安心した生活を送れるよう支援している。
	33	滋賀県 精神保健福祉士会	「精神保健福祉士（PSW）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格。広く精神健生活支援施設、福祉行政の関連機関等」の機関に所属し相談に応じている。精神保健福祉士社、医療、保健、司法、教育、雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健および支援している。被害者支援については、自然災害の被害者や事故、配偶者からの暴績がある。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向

	主な支援施策	窓口 (参照頁)
権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として	・常設人権相談所 ・子どもの人権 110 番 ・インターネット人権相談受付窓口 (SOS-e メール)	・特設人権相談所 ・女性の人権ホットライン (P.90)
人権相談室を設置し、各種人権相談に対応している。	・相談業務	(P.90)
医療、教育などの生活していく上での問題について相談に	・相談業務 (ポルトガル語、スペイン語)	(P.102)
ている。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでな	・相談受付	(P.102)
期間連の相談 (概ね 15 歳以上)、アルコール・薬物・ギヤ	・相談業務	・こころの緊急支援 (P.87)
いる。また、「こころの緊急支援」として、学校等で発生		
的・心理学的・職能的判定を行っている。また、県内の市	・相談業務	市町 (福祉主管課)
役割を担っている。		
母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法およ	・相談・援護	・生活保護制度 (P.95)
機関。精神保健福祉については、診療や治療を受けること	・相談業務	(P.96)
必要な事業を行っている。県等の設置している保健所が、	・相談業務	市町 (P.91)
ンターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直		
	・福祉サービスの提供等 ・日常生活自立支援事業	・福祉サービスに関する相談業務 ・生活福祉資金 (P.97)
を継続することができるように、保健、医療、福祉、介護	・総合相談支援業務	・権利擁護業務 (P.98-99)
一定の情報についてインターネット等で住民が利用しや	・医療の提供等	・性犯罪被害者への対応 各施設
これらの調査・研究、といった主に 4 つの仕事に従事する人	・電話・カウンセリング	・自助グループ支援 (P.102)
臨床心理士の資質の向上に努めるとともに、関係機関・団		
わる人の国家資格。「児童福祉法関係施設、身体障害者	・成年後見人等の紹介・受任	(P.102)
医療法関係施設」で、福祉に関する相談援助業務などを		
司法行政等の関係機関と力を合わせ福祉を必要とする		
康保持(メンタルヘルスケア)に資するために、「医療機関、	・精神保健福祉の相談業務	(P.102)
会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福		
び福祉的の支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れ		
力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実		
け共に取り組んでいく。		

	機関・団体名	支援概要
就 労 関 連	34 労働基準監督署	労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っている。
	35 ハローワーク (公共職業安定所)	職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制
	36 総合労働相談コーナー	全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内、主要都市の利便性の高い駅周辺に設置 ストップサービスを実施している。
	37 ヤングジョブセンター滋賀	概ね40代前半までの方に対し、就職情報の提供から職業相談・職業紹介、個別カウンセリング
	38 シニアジョブステーション滋賀	概ね45歳以上の中高年齢者の就労支援を図るため、総合的な相談サービスを実施している。
	39 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援 機構滋賀支部 滋賀職業能力開発促進センター	雇用や能力開発に関する各種の相談・支援、各種助成金の支給等に加え、相談受付から職業
40 滋賀県立高等技術専門校 (テクノカレッジ米原・草津)	県が設置している施設で、新規学卒者や離転職者を対象に職業訓練を実施している。	
女 性 ・ 子 ど も	41 配偶者暴力相談支援センター (滋賀県中央子ども家庭相談センター) (滋賀県彦根子ども家庭相談センター) (滋賀県立男女共同参画センター)	配偶者(事実婚や元配偶者を含む)からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被 中心的な役割を果たす機関。県の左記の施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし (県立男女共同参画センターでは一時保護はできない。)
	42 婦人相談所 (滋賀県中央子ども家庭相談センター)	女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関と 相談支援センターの機能を担っている。また、人身取引被害者の保護も行っている。
	43 滋賀県立男女共同参画センター	県が設置している施設で、男女共同参画に関する情報提供、グループや団体の自主的活動の 女差別、夫婦・家族やその他の人間関係における悩み、離婚・DVなどの相談を行うほか、 等、専門相談にも対応している。
	44 民間シェルター	配偶者からの暴力を受けた被害者が、加害者から緊急一時的に避難できる施設。被害者の緊 民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっている。
	45 児童相談所 (滋賀県中央子ども家庭相談センター) (滋賀県彦根子ども家庭相談センター)	18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関。一義的な子どもにかかる相談 護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応する。
	46 児童家庭支援センター (こばと子ども家庭支援センター)	子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、 や保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っている。
	47 乳児院・児童養護施設・ 児童自立支援施設・ 情緒障害児短期治療施設	・乳児院：親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児を入所 ・児童養護施設：保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を必要と ・児童自立支援施設：不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所 ・情緒障害児短期治療施設：軽度的情緒障害を有する子どもを短期間入所
	48 母子生活支援施設	経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生 居住地の福祉事務所で行う。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子
	49 ファミリー・サポート・センター	市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を 等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関す
	50 子ども虐待に特化した民間被害者支援団体 (NPO 法人キャブネス)	電話による子育てに関する悩み相談や虐待に関する情報提供等、一時保護所、施設へのボラ 研究、講演会の開催やパンフレットの配布などを通じて広報啓発を行うなど、子どもの虐待
	51 滋賀県教育委員会	児童生徒が犯罪被害者等になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行 緊急的にスクールカウンセラー(臨床心理士等)を派遣する事業を行っている。
	52 各学校	在籍する児童生徒が犯罪被害者等となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床 ンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努める。
	53 独立行政法人 日本スポーツ振興センター	スポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、ス 学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の支所がある。



	機関・団体名	支援概要
交 通 事 件	54 滋賀県立 交通事故相談所	交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を いる。
	55 公益財団法人 おりづる会	滋賀県に住んでおられる 18 歳以下の交通遺児に対して、精神的ならびに経済的な支援を行う
	56 滋賀県 交通安全活動推進センター	県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じてい
	57 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上 せん・審査を無料で行っている。
	58 公益財団法人 交通事故紛争処理センター	交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国に 10 か所の拠点を設け活動。当 ないときに、公正・中立の立場で無償で紛争解決の支援を行う。
	59 一般社団法人 日本損害保険協会	損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的とし設立され、「そんがくいほけん相 し、相談・苦情に対応している。
	60 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定され 者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確解決を目指し、支払内
	61 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)	人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な 害者への援護事業を行っている。
	62 公益財団法人 交通遺児等育成基金	交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金に国と民間の たり定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度。
63 公益財団法人 交通遺児育英会	教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死 的な理由で修学が困難な方に学費を貸与している。	
性 暴 力	64 性暴力被害者総合ケア ワンストップびわ湖 SATOCO	性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り 1 か所で提供することで、被害者の心身の負担 ホットラインによる相談、産婦人科医療、被害者の様々な要望に応じた支援の提供など、迅
そ の 他	65 滋賀県 暴力団追放推進センター	県公安委員会に指定された公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実 を図ることを目的として設立された団体。
	66 滋賀県 消費生活センター	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門 公正な立場で処理にあたっている。
	67 NPO法人滋賀いのちの電話	電話を通して人々の悩みを聴き、心の支えになる活動を行う民間団体。

	主な支援施策	窓口 (参照頁)
受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行って	・相談業務	(P.89)
ことを目的としている。	・経済援護事業 ・更生援護事業 ・広報事業 ・会員相互の交流	(P.102)
る。	・交通事故相談活動	(P. 102)
の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あつ	・高次脳機能障害面接相談 ・面接相談 ・電話相談	(P. 102)
事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れ	・法律相談・和解のあつせん	(P. 102)
談室」、「自動車保険請求相談センター」を全国各地に設置	・そんがいはけん相談室 ・自動車保険請求相談センター	(P. 102)
た紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入 容について審査・調停を行っている。	・紛争処理	(P. 102)
情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被	・介護料支給 ・生活資金貸付 ・相談業務	(P. 89)
負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわ	・育成資金の給付	(P. 102)
亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済	・奨学金の貸与	(P. 102)
を軽減しその回復を図っています。具体的には、24時間 速かつ的確に途切れることのない支援を行っている。	・24時間ホットライン ・産婦人科医療 ・付添支援 ・被害の届け出	(P.89)
現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止	・暴力相談活動 ・見舞金の支給 ・入院費用の貸し付け	(P.90)
の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため	・相談業務	(P.90)
	・相談業務	(P.103)